

会津若松市上下水道局建設工事に係る共同企業体取扱要綱

(平成 21 年 6 月 18 日決裁)

(平成 25 年 9 月 4 日決裁)

(令和 2 年 4 月 1 日決裁)

(令和 8 年 6 月 29 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いについては、会津若松市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 16 年 4 月 1 日決裁）の例による。この場合において、同要綱の次の表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 条	市	会津若松市上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)
第 6 条第 1 項第 1 号	会津若松市建設工事発注基準 (平成 19 年 12 月 7 日決裁。 以下「発注基準」という。)	会津若松市上下水道局建設工事 発注基準(平成 19 年 12 月 28 日決裁。以下「発注基準」とい う。)
第 6 条第 1 項第 5 号	市長	管理者
第 9 条	会津若松市制限付一般競争入札 に係る郵便入札実施要領 (平成 16 年 3 月 31 日決裁)	会津若松市上下水道局制限付一 般競争入札に係る郵便入札実施 要領(平成 16 年 3 月 31 日決 裁)
	会津若松市建設工事等電子入札 実施要領(平成 25 年 8 月 16 日 決裁)	会津若松市上下水道局建設工事 等電子入札実施要領(平成 25 年 8 月 16 日決裁)
第 10 条第 1 項 本文	市	管理者
第 10 条第 1 項第 3 号	市長	管理者
第 11 条の 2 第 1 項	会津若松市制限付一般競争入札 に係る審査要領(平成 19 年 12 月 7 日決裁)	会津若松市上下水道局制限付一 般競争入札に係る審査要領 (平成 19 年 12 月 28 日決裁)
第 14 条	市長	管理者
第 15 条第 2 項	市長	管理者
第 1 号様式(第 10 条関係)	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
第 2 号様式(第 10 条関係) 第 1 条第 1 項第 1 号	会津若松市	会津若松市上下水道事業管理者
第 4 号様式(第 15 条関係)	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。